

兵庫県公報

令和2年4月14日 火曜日 第99号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和2年兵庫県告示第240号（令和2年度前期技能検定の実施）の一部改正（能力開発課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 河川予定地の指定（河川整備課）	8
○ 昭和50年兵庫県告示第360号（河川区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（同）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 総合治水条例に基づく指定調整池の指定（丹波県民局）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12
正 誤	
○ 令和2年3月24日付け兵庫県公報号外中	13

告 示

兵庫県告示第473号

令和2年兵庫県告示第240号（令和2年度前期技能検定の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

4(2)中「同月17日(金)」を「同月27日(月)」に、「令和2年4月17日(金)」を「令和2年4月27日(月)」に改める。



兵庫県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
見性寺井堰土地改良区	令和2年3月25日
岡部川土地改良区	同 月27日
神戸市池谷福谷土地改良区	同 月30日
大庭土地改良区	同
照来土地改良区	同
野寺土地改良区	令和2年3月31日
菅谷土地改良区	同
出石北土地改良区	同
室見台土地改良区	同



兵庫県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和2年3月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	タチャ池地区	令和2年4月14日から 同 年5月7日まで	新温泉町役場



兵庫県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年3月31日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	兵庫姫路2地区(大谷池)	令和2年4月14日から 同 年5月7日まで	姫路市役所

~~~~~  
**兵庫県告示第477号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）玉瀬地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月14日から同年5月7日まで
- 3 縦覧の場所  
宝塚市役所

~~~~~  
兵庫県告示第478号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
高砂工業所長 落合計夫
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No. 1、No. 2)		33号イ 縮合反応施設 (No. 1)		
能 力	110m ³ /時・基		20m ³ /回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		着手後6箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	10~11	10~12	6~7	5~7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	25	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3,500	5,000	550	690
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1	1	1.5	2
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.2	0.5	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	5
	塩化ビニルモノマー (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	10/基	12.5/基	14	17	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

33号イ 縮合反応施設 (No. 2)	
50L/回	
同 左	
着手後3箇月	
同 左	
0時～24時 6時間	
同 左	
通 常	最 大
5～7	5～7
—	—
20	20
20	20
5	5
—	—
1	1
0.1未満	0.1
0.05	0.1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年4月14日から同年5月7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第479号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打一丁目56番外7筆の全部、55番外12筆の一部、水路及び道路の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第480号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第751号により指定した区域（川西市火打1丁目28番4外28筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第481号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第820号により指定した区域（川西市火打1丁目260番外17筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第482号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第1070号により指定した区域（川西市火打1丁目245番外3筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第483号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第109号により指定した区域（川西市火打1丁目223番1外12筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第484号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第485号により指定した区域（川西市火打1丁目46番2外38筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第485号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第562号により指定した区域（川西市火打1丁目155番外38筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第486号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成27年兵庫県告示第856号により指定した区域（川西市火打1丁目278番外21筆の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、四塩化炭素、一・二-ジクロロエタン、一・一-ジクロロエチレン、シス-一・二-ジクロロエチレン、一・三-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、一・一・一-トリクロロエタン、一・一・二-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第487号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成29年兵庫県告示第1052号により指定した区域（川西市火打1丁目414番2外33筆、里道の一部）の一部

- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
- 3 汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完



兵庫県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和2年4月14日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 広野永福線	三木市吉川町上荒川字早田387番1から 同市吉川町畑枝字五代567番まで	旧	5.0から 22.0まで	1,100.0	
		新	11.0から 28.0まで	1,100.0	一部 予定地
県道 上荒川三田線	三木市吉川町上荒川字早田388番2から 同市吉川町上荒川字早田379番5まで	旧	7.0から 11.0まで	94.0	
		新	7.0から 15.0まで	94.0	一部 予定地



兵庫県告示第489号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。
その関係図書は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。
令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

次の区域内の土地のうち、別紙図面に茶色で着色した部分の土地
区域

- (1) 起点 西宮市名塩木之元1907番75
- (2) 終点 西宮市名塩木之元1990番6



兵庫県告示第490号

昭和50年兵庫県告示第360号により河川区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第4項の規定により公示する。
その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局宝塚土木事務所に備え置いて、令和2年4月14日から2週間縦覧に供する。
令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

水系名	河川名	変更した事項
武庫川	武庫川	第1号図から第20号図までのうち、第18号図



兵庫県告示第491号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び神戸県民センター神戸土木事務所に備え置いて、令和2年4月14日から2週間縦覧に供する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 河川の名称
二級河川高橋川水系風呂ノ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年4月14日
- 3 廃川敷地等の位置
神戸市東灘区本山北町一丁目420番13
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 11.62平方メートル



兵庫県告示第492号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年4月14日

北播磨県民局長 上田賢一

- 1 重要調整池の所在地
小野市中島町569番外11筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
小野市	小野市王子町806番池1	蓬 萊 務



兵庫県告示第493号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01中播位置 0012号	2.3.31	たつの市龍野町日飼字杉ノ木260番1、260番5の一部	6.00	42.62



兵庫県告示第494号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第18条第1項の規定により、指定調整池を次のとおり指定する。

令和2年4月14日

丹波県民局長 飯塚功一

- 1 指定する土地等の所在地
丹波市柏原町田路字南砂こ94番1の一部
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
丹波年輪の里 グラウンド
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
丹波市	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	谷 口 進 一

- 4 指定する理由
丹波市柏原地域内の加古川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第495号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第18条第1項の規定により、指定調整池を次のとおり指定する。
令和2年4月14日

丹波県民局長 飯 塚 功 一

- 1 指定する土地等の所在地
丹波市柏原町田路字南砂こ94番1の一部
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
丹波年輪の里 池
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
丹波市	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	谷 口 進 一

- 4 指定する理由
丹波市柏原地域内の加古川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第496号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第18条第1項の規定により、指定調整池を次のとおり指定する。
令和2年4月14日

丹波県民局長 飯 塚 功 一

- 1 指定する土地等の所在地
丹波市柏原町田路字南砂こ102番3の一部
丹波市柏原町田路字南砂こ94番1の一部
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
丹波年輪の里 駐車場
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	井戸敏三
丹波市	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	谷口進一

4 指定する理由

丹波市柏原地域内の加古川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) スーパーマルハチ新伊丹店
 所在地 伊丹市平松七丁目84ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社マルハチ
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地
 代表者の氏名 栗花正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社マルハチ
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地
 代表者の氏名 栗花正雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和2年11月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,496平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 51台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 99台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 135平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 18.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和2年3月25日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年4月14日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年8月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第2工区）芦屋市三条町1番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市精道町7番6号

芦屋市長 伊藤 舞

3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月19日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-9-6号（28芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町宮脇字村後30番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号

シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹

3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月4日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12-2号（1たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市誉田町下沖字三條河原12番、13番1、14番1、22番1、23番、24番、27番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市御立西三丁目14番22号
有限会社御立輸送 代表取締役 下山高季
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年3月30日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28-3号（28たつの）

正 誤

○令和2年3月24日付け兵庫県公報号外中

令和2年3月24日（号外）公布兵庫県条例第4号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）の令和2年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

9ページ上から30	施行規則第 条	施行規則第8条の4第1項
12ページ上から44	法律第 号	法律第8号